

高圧ガス保安法 「貯蔵」について ～昇任試験対策編～



キセイカ ナビ

vol.54

From 予防部規制課



皆さん、こんにちは！今回のテーマは、高圧ガス保安法に規定されている「貯蔵」についてです。

問題を解きながら、一緒に勉強しましょう！

問題

問 高圧ガス法第15条に規定する「貯蔵」に関する記述について、() にあてはまる適切な語句を記入してください。

第15条 高圧ガスの貯蔵は、(①) で定める技術上の基準に従ってしなければならない。ただし、(②) が第5条第1項の(③) を受けたところから従って貯蔵する(④) 若しくは液化石油ガス法第6条の(⑤) が液化石油ガス法第2条第4項の(⑥) 若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める(⑦) 以下の高圧ガスについては、この限りでない。

2 都道府県知事*は、次条第1項又は第17条の2第1項に規定する貯蔵所の(⑧) 又は(⑨) が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その(⑩) に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを(⑪) ことができる。

※ 本条において、都道府県知事が処理することとされる事務は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。平成27年6月26日に公布)の制定により、指定都市においては、平成30年4月1日から指定都市の長が処理することになります。

解答

答え

- ① 経済産業省令
- ② 第1種製造者
- ③ 許可
- ④ 高圧ガス
- ⑤ 液化石油ガス販売事業者
- ⑥ 供給設備
- ⑦ 容積
- ⑧ 所有者
- ⑨ 占有者
- ⑩ 技術上の基準
- ⑪ 命ずる



〈次の3つの場合は、高圧ガス法第15条の貯蔵の規制を受けません。〉

- ① 高圧ガス法第5条第1項の許可を受けたところから従って貯蔵する高圧ガス
- ② 液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガス
- ③ 経済産業省令で定める容積以下の高圧ガス

【凡例】 高圧ガス法：高圧ガス保安法

液化石油ガス法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

